

契約番号 2025019358-10

工 事 名 山崎地区ポンプ場ポンプ設備工事

質問 1

納入機器の納期遅延等による工期延期は可能でしょうか。

回答

受注者の責めに帰することができない事由であれば、岡山市工事請負契約約款第 22 条(受注者の請求による工期の延期) に基づき協議の対象とします。

質問 2

現場管理費の地域補正は一般交通影響有り(2)を適用とされている為、補正係数1.1が適切でよろしいでしょうか？

回答

現場管理費の地域補正係数は 1.1 を採用しています。

質問 3

間接労務費・工場管理費・据付間接費・設計技術費、これらの区分は揚排水ポンプ設備として経費計算されていますか？それとも鋼製付属設備として計算されていますか？

回答

間接労務費・工場管理費の区分は鋼製付属設備として計算しています。

据付間接費・設計技術費の区分は揚排水ポンプ設備として計算しています。

質問 4

ポンプ製造納期による工期延期は可能でしょうか？

回答

質問 1 を参照してください。

質問 5

機器等の納期遅延による工期延期は可能でしょうか。

回答

質問 1 を参照してください。

質問 6

工事数量総括表第 D 号明細書の塗装費のステンレス鋼表面処理費は、見積採用でしょうか。歩掛採用でしょうか。

回答

工事数量総括表第 D 号明細書の塗装費のステンレス鋼表面処理費は、令和 6 年度 機械設備積算基準書及び解説の積算基準を適用しています。